

代理・媒介業者等への契約締結業務の委託に関する 自主規制基準

2026年3月25日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この自主規制基準(以下「基準」という。)は、投資一任・助言会員(投資一任契約に係る業務及び投資助言業務を行う会員をいう。)(以下「会員」という。)
が行う代理・媒介業者等に対する投資顧問契約又は投資一任契約の締結に係る業務
の委託に関し、会員が遵守すべき事項等を定め、代理・媒介業者等の健全かつ適切
な業務運営の確保及び代理・媒介業者等を介した取引の適正化を図り、もって投資
者保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各
号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1)代理・媒介業 | 金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第8
項第13号に掲げる行為を業として行うことをいう。 |
| (2)代理・媒介業者 | 金商法第29条又は第33条の2の規定に基づく登録を
受けて金商法第28条第3項に規定する投資助言・代
理業を行う者のうち、代理・媒介業を行う者をいう。 |
| (3)金融商品仲介業者 | 金商法第66条の規定に基づく登録を受けて金商法第
2条第11項第4号に規定する媒介業を行う者をいう。 |
| (4)金融サービス仲介業者 | 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する
法律(以下「金サ法」という。)第12条の規定に基づ
く登録を受けて金サ法第11条第4項第4号に規定す
る媒介業を行う者をいう。 |
| (5)代理・媒介業等 | 代理・媒介業、金商法第2条第11項第4号に規定す
る媒介業及び金サ法第11条第4項第4号に規定する
媒介業をいう。 |
| (6)代理・媒介業者等 | (2)～(4)のいずれかに該当する者をいう。 |
| (7)投資顧問契約 | 金商法第2条第8項第11号に規定する投資顧問契約
をいう。 |

- (8) 投資一任契約 金商法第2条第8項第12号ロに規定する投資一任契約をいう。
- (9) 役員 以下の①～③のいずれかに該当する役員のうち代理・媒介業等に従事する者をいう。
①金商法第29条の2第1項第3号又は第33条の3第1項第3号に規定する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む、又、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下②、③において同じ。）
②金商法第66条の2第1項第2号に規定する役員
③金サ法第13条第1項第2号に規定する役員
- (10) 従業員 代理・媒介業者等の使用人その他の従業者のうち代理・媒介業等に従事する者をいう。

第2章 代理・媒介業者への業務の委託

(代理・媒介業者の選定に係る留意事項)

第3条 会員は、代理・媒介業者に業務を委託しようとする場合は、経営管理上の位置付け、委託することに伴う各種リスクの把握、リスク管理の方法及び個人情報 of 適切な取扱い態勢等について十分な検討を行わなければならない。

2 会員は、代理・媒介業者が、当該業務を健全かつ適切に運営できる資質を有しているか否かについて十分な検討を行わなければならない。

(代理・媒介業者における法令等の遵守)

第4条 会員は、代理・媒介業者に金商法その他の関係法令及び協会の定款その他の規則(以下「法令等」という。)を周知し、代理・媒介業者が代理・媒介業を行うに当たり法令等の遵守の徹底を求めなければならない。

2 会員は、代理・媒介業者に法令等に違反する行為があつたことを知ったときは、当該代理・媒介業者に対し、その是正を求めなければならない。

(代理・媒介業者の指導・監督のための内部管理態勢の整備)

第5条 会員は、代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するために代理・媒介業者を指導・監督する部署又は担当者を配置する等、適切な態勢を整備しなければならない。

2 会員は、前項における部署又は担当者による指導・監督が、適切に行われているかを検証するための内部管理態勢を整備しなければならない。

(代理・媒介業に係る業務委託契約の締結)

第6条 会員は、代理・媒介業に係る業務の委託契約（以下「業務委託契約」という。）を締結するときは、当該業務委託契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 代理・媒介業者並びにその役員及び従業員が金商法その他の関係法令を遵守すること
- (2) 会員が代理・媒介業者に対して協会の定款その他の規則を遵守するように指導・監督し、代理・媒介業者はこれに従うこと
- (3) 協会が会員に対し、代理・媒介業者からの事情聴取又は資料提出を求めた場合には、代理・媒介業者はこれに応じなければならないこと

(代理・媒介業者に対する研修等)

第7条 会員は、代理・媒介業者の代理・媒介業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じるとともに、その実施状況についてモニタリングを行わなければならない。

- (1) 代理・媒介業者及びその役員若しくは従業員に対し、代理・媒介業に関する法令等を遵守させるための研修等を実施すること
- (2) 代理・媒介業に係る投資勧誘の実態、個人情報保護その他業務の実施状況等について、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、当該代理・媒介業に係る業務が的確に遂行されているかを検証すること
- (3) 前号において、代理・媒介業に係る業務が的確に遂行されていないと認められる場合は、必要かつ適切な指導・監督等の是正措置を実施すること

(社内態勢の整備)

第8条 会員は、前条各号の実施状況のモニタリングの結果を検証し、必要に応じて取締役会等に報告するなど、代理・媒介業者に対する適切な業務指導や代理・媒介業者の適切な業務運営に資するよう社内態勢を整備しなければならない。

(業務委託契約の解除等)

第9条 会員は、代理・媒介業者に対するモニタリング等の結果、問題が発見された場合には、代理・媒介業者への指導、業務委託契約の解除等適切な措置を講じなければならない。

2 会員が代理・媒介業者との業務委託契約の解除を行う際には、適切な顧客保護が図られなければならない。

(利益相反の可能性に係る情報提供)

第10条 会員は、代理・媒介業者が投資一任契約の締結の代理又は媒介を行う場合にはあらかじめ次に掲げる事項を顧客（特定投資家を除く。以下本条において同

じ。) に対して説明するよう、当該代理・媒介業者に求めなければならない。

- (1) 当該代理・媒介業者が、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介に関して顧客以外の者から受領する手数料、報酬その他の金銭（金額若しくは上限額又は割合）及びその対価として顧客に提供するサービスの内容並びに当該金銭を受領することにより当該代理・媒介業者と顧客との利益が相反する恐れがある旨
- (2) 当該代理・媒介業者と、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介を委託する会員等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該代理・媒介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
- (3) 当該代理・媒介業者の部署又は役員・従業員の業務の実績に関する評価について、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該代理・媒介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

(代理・媒介業者が複数の業者と業務委託契約を締結している場合)

第 11 条 会員は、代理・媒介業者が、会員を含む複数の投資運用業者又は投資助言業者と業務委託契約を締結している場合には、次に掲げる事項を、顧客に対して投資一任契約又は投資顧問契約を締結する前に明らかにするよう代理・媒介業者に求めなければならない。

- (1) 顧客が支払うべき報酬の額と同種の契約につき他の投資運用業者又は投資助言業者に支払うべき報酬の額が異なるときは、その旨
- (2) 顧客が締結しようとする契約と同種の契約の締結の代理・媒介業を他の投資運用業者又は投資助言業者のために取り扱っているときは、その旨
- (3) 顧客の求めに応じ、上記（2）の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- (4) 最終的に顧客の取引の相手方となる投資運用業者又は投資助言業者の商号

(苦情対応態勢)

第 12 条 会員は、代理・媒介業者が行う代理・媒介業に係る顧客からの苦情に対応するため、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順の策定等の苦情対応態勢を整備するとともに、会員の苦情受付窓口が設置されていることを顧客に対し周知させるよう代理・媒介業者に求めなければならない。

(広告、勧誘等に関する基本原則の徹底)

第 13 条 会員は、代理・媒介業者が行う広告、勧誘等において、次に掲げる事項を遵守するよう代理・媒介業者に周知し徹底させなければならない。

- (1) 常に顧客の信頼を確保することを第一義とし、法令等を遵守し、顧客本位の営業活動に徹すること

- (2) 投資顧問契約又は投資一任契約の締結は顧客自身の判断と責任において行うべきものであることを顧客に理解させること
- (3) 顧客の知識、経験、財産の状況及び投資顧問契約又は投資一任契約を締結する目的（以下「顧客の属性」という。）に照らして、不相当と認められる勧誘を行ってはならないこと
- (4) 顧客の属性に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行わなければならないこと
- (5) 顧客に対して損失の全部又は一部を補てんする旨を約束してはならないこと
- (6) 代理・媒介業者が他業を兼業する場合には、優越的地位の濫用及び顧客情報の流用等の不適切な取扱いを行わないこと

(広告、勧誘等に関する指導・監督)

第 14 条 会員は、代理・媒介業者が行う投資顧問契約又は投資一任契約の締結に係る広告、勧誘等において、前条に掲げる事項の他、「広告、勧誘等に関する自主規制基準」の内容が十分に理解され、遵守されるよう代理・媒介業者を指導・監督しなければならない。

第 3 章 金融商品仲介業者への業務の委託

(準用)

第 15 条 代理・媒介業者についての第 3 条から第 14 条までの規定は、金融商品仲介業者について準用する。この場合において、これらの規定中「代理・媒介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、「代理・媒介業」とあるのは「金商法第 2 条第 11 項第 4 号に規定する媒介業」と、「投資一任契約の締結の代理又は媒介」は「投資一任契約の締結の媒介」と読み替えるものとする。

なお、金融商品仲介業者は、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理はできないことに留意する。

第 4 章 金融サービス仲介業者への業務の委託

(金融サービス仲介業者の選定に係る留意事項)

第 16 条 会員は、金サ法第 11 条第 4 項第 4 号に規定する投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介に係る業務（以下「契約媒介業務」という。）を金融サービス仲介業者に委託しようとする場合には、金融サービス仲介業者を介した顧客との投資顧問契約又は投資一任契約の適切な締結に資するため、当該金融サービス仲介業者において、金サ法その他の法令諸規則等を適切に遵守するための内部管理体制が

整備されていることを確認しなければならない。

なお、金融サービス仲介業者は、高度に専門的な説明を必要とする契約の締結の媒介はできないことに留意する。

2 会員は、契約媒介業務を委託する金融サービス仲介業者との間で必要な情報を適時適切に共有するための協力関係を構築するよう努めなければならない。

(契約媒介業務に係る業務委託契約の締結等)

第 17 条 会員は、金融サービス仲介業者と契約媒介業務の委託に係る契約（以下「業務委託契約」という。）を締結する場合には、金商法その他の関係法令及び協会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）を遵守する責任を果たす観点から、当該業務委託契約において、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、金融サービス仲介業者が取り扱う投資顧問契約又は投資一任契約の内容又は特性に鑑み、業務委託契約を締結し記載する必要がないことが明らかな事項についてはこの限りでない。

- (1) 顧客に対する投資顧問契約又は投資一任契約の必要事項に関する情報の提供、説明等に係る役割分担及び責務に関する事項
- (2) 顧客に関する情報の提供及び管理に関する事項
- (3) 法令等違反行為への対応に関する事項
- (4) 顧客との紛争の対応に関する事項
- (5) 犯罪による収益の移転防止等に関する事項
- (6) 広告に関する事項
- (7) 業務委託契約の見直し、更新に関する事項
- (8) 委託事項の履行状況等の確認に関する事項
- (9) その他、会員が必要と認める事項

(役割分担に基づく義務の履行)

第 18 条 会員は、前条に規定する業務委託契約において取り決めた役割分担に従い、自己が保有する顧客に関する情報に基づき、顧客に対する書面の交付、説明等に係る義務を履行するものとする。

(委託事項の履行状況等の確認)

第 19 条 会員は、金融サービス仲介業者に委託した契約媒介業務に係る内部管理体制及び履行状況等について、適宜又は定期的に確認を行わなければならない。

(利益相反の可能性に係る情報提供)

第 20 条 会員は、金融サービス仲介業者が、業務委託契約に基づく投資一任契約の締結の媒介を行う場合にはあらかじめ次に掲げる事項を顧客（特定投資家を除く。以下本条において同じ。）に対して説明していることを確認する。

- (1) 当該金融サービス仲介業者が、当該投資一任契約の締結の媒介に関して顧客以外の者から受領する手数料、報酬その他の金銭（金額若しくは上限額又は割合）及びその対価として顧客に提供するサービスの内容並びに当該金銭を受領することにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反する恐れがある旨
- (2) 当該金融サービス仲介業者と、当該投資一任契約の締結の媒介を委託する会員等との間に資本関係又は人的関係がある場合にあっては、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由
- (3) 当該金融サービス仲介業者の部署又は役員・従業員の業務の実績に関する評価について、当該投資一任契約の締結の代理又は媒介を行った場合に特別の評価を行うこととしているときは、その旨並びにそれにより当該金融サービス仲介業者と顧客との利益が相反するおそれがある旨及びその理由

（金融サービス仲介業者が複数の業者と業務委託契約を締結している場合）

第 21 条 会員は、金融サービス仲介業者が会員を含む複数の投資一任業者又は投資助言業者と業務委託契約を締結している場合には、次に掲げる事項を、金融サービス仲介業者が顧客に対して投資一任契約又は投資顧問契約を締結する前に明らかにしていることを確認する。

- (1) 顧客が支払うべき報酬の額と同種の契約につき他の投資運用業者又は投資助言業者に支払うべき報酬の額が異なるときは、その旨
- (2) 顧客が締結しようとする契約と同種の契約の締結の媒介を他の投資運用業者又は投資助言業者のために取り扱っているときは、その旨
- (3) 顧客の求めに応じ、上記（2）の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報
- (4) 最終的に顧客の取引の相手方となる投資運用業者又は投資助言業者の商号

（禁止行為）

第 22 条 会員は、金融サービス仲介業者に対し、金サ法の規定により金融サービス仲介業者が取り扱うことができない有価証券に関する投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介に係る行為を求めてはならない。

附 則

この基準は、2026年4月1日から施行する。